

有線テレビジョン放送加入契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます。)
は、この有線テレビジョン放送加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によるサービス（付帯するサービスを含みます。）を提供します。
2．当社が提供する有線テレビジョン放送施設によるサービス以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、総務省に届け出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款になります。
2．当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（用語の定義）

この約款において使用する用語は、有線テレビジョン法（以下「法」といいます）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
有線テレビジョン放送施設	当社が有線テレビジョン放送を行う為の機械、器具、電線その他の電気的設備
放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
自主放送	月額基本利用料の範囲で行なうアナログ放送サービスのCS放送および当社が制作する番組放送
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
加入者	当社と加入契約を締結した者
引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点（タップオフ）から加入者宅の保安器までに設置された引込線および機器
宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の保安器の出力端子から受信機までに設置された宅内線
加入者施設	引込設備および宅内設備の総称
アナログ放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社のアナログ方式による番組を視聴できるようにするサービス
デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
ホームターミナル（HT）	アナログ放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター。
セットトップボックス（STB）	デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター。
受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
B-CASカード	セットトップボックスに挿入されることによりセットトップボックスを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
B-CAS	限定受信システムカード（B-CASカード）を管理する会社株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
C-CASカード	セットトップボックスに挿入されることにより、セットトップボックスを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード

第2章 契約

第4条(加入契約の単位)

加入契約の単位は、世帯(同一の住居および生計をともにする者の集まり又は独立して居住もしくは生計を維持する単身者)又は法人とします。ただし、同一の世帯又は法人に2以上の加入者引込線を要する場合は、加入契約の単位を加入者引込線とします。

第5条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承認したとき成立するものとします。

2．当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 当社のサービス提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
- (3) 加入者申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- (6) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていない場合
- (7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

3．有料番組を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合は、電話等により当社に申し込むことができます

4．一部の有料番組については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。

5．当社は、本人姓および年齢確認のために身分証の提示を求める場合があります。

第6条（最低利用期間）

放送サービスには、1年間の最低利用期間があります。

2．加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して1年間の契約期間内に契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

3．当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。

- (1) 当社の放送サービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社の放送サービスの加入申込を行う場合
- (2) 第8条（停止および解除）第3項および第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合

4．加入者が第10条（放送サービスの変更）をした場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、1年の期間を満たさない場合に、解除料を支払っていただきます。この場合は、契約の解除があった時点のサービス料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

利用期間	違約金
2ヶ月未満	残契約月数×月額料金の80%
6ヶ月未満	残契約月数×月額料金の60%
12ヶ月未満	残契約月数×月額料金の40%

第7条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2．加入者は解約しようとする場合、第14条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

3．解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

4．解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

5．加入者は本条に定める解約、および第8条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合には、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

6．加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第8条（停止及び解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、加入者に催促した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約の解除をすることができるものとします。なお、停止の場合は第11条（一時停止および再開）の規定を、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取り扱います。

2．前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3．当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供にかかわる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

4．共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章 サービス

第9条(当社が提供するサービス)

当社は、当社がサービスを提供している区域(以下「業務区域」といいます。)内において、加入者に次のサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって視聴できるもの(以下「有料番組サービス」といいます。)を含みます。

(1) ケーブルテレビサービス

(ア) 基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送および超短波放送の内当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のケーブル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス

(イ) 有料番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、有料番組サービスはケーブルテレビ基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。

(2) RCC-TVデジタルサービス

(ア) RCC-TVデジタル基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ

放送およびラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のRCC TVデジタル有料番組を除く当社による自主放送サービス

(イ) RCC TVデジタル有料番組サービス
放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービス。ただし、有料番組サービスはRCC TVデジタル基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。

(3) その他のサービス
当社が別途定めるその他サービス

第10条(放送サービスの変更)
加入者は、放送サービスの変更を申込むことができます。
2. 放送サービスの変更の場合には、第5条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができます。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
3. 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
4. 当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
5. 放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。

第11条(一時停止及び再開)
加入者は、当社のサービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合は、当社に文書によりその旨を申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、別に定めます。
2. 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位を基本とし、最長6ヶ月とします。
3. 加入者が一時停止を申し出たとき、当社は、次に該当する場合に承諾します。
(1) 入院、出張、加入者が学生で帰省する等の長期不在になる場合
(2) 加入者が一時停止の取扱いを受けていた場合で、第2項の期間終了後、放送サービスを再開した日の属する月から6ヶ月を経過している場合
(3) 当社が特に認めた場合
4. 当社は、加入世帯ごとまたは事業者ごとに、一時停止および再開を取り扱います。

第4章 料金等

第12条(料金の適用)
当社が提供するサービスの料金は、加入契約料、利用料、付帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第13条(加入契約料等)
加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。ただし当社は加入契約料、引込・宅内工事費等を減額することがあります。
2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
3. 加入者は、第10条(放送サービスの変更)を行った場合には、加入契約料の支払いを要しません。

第14条(利用料)
加入者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
(1) ケーブルテレビサービス	
(ア) 基本番組利用料	基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組サービス利用料を毎月支払うものとします。
(イ) 有料番組利用料	有料番組のサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
(2) RCC TVデジタルサービス	
(ア) RCC TVデジタル基本番組利用料	RCC TVデジタル基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からRCC TVデジタル基本番組サービス利用料を毎月支払うものとします。
(イ) RCC TVデジタル有料番組利用料	RCC TVデジタル有料番組のサービスの提供を受け始めた日の属する月からRCC TVデジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。
(3) その他のサービス利用料	当社と加入者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からサービス利用料等を毎月支払うものとします。

2. 当社が第9条(当社が提供する放送サービス)に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
3. 日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含みます)は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第15条(延滞処理)
加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とをあわせてお支払いいただくことにした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合(当社が支払を確認できない場合も含みます。)には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。
2. 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務(延滞手数料は除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第5章 施設等

第16条(施設の設置及び費用の負担等)
当社は、放送センターから受信機までの施設(以下「本施設」という)のうち、放送センターから保安器までの施設(以下「当社施設」という)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金(以下「引込工事費」という)を負担するものとします。自営柱の建植、地下埋設等を必要とする場合においても、加入者はその費用を負担するものとします。
2. 加入者は、保安器の出力端子からテレビ受信機(当社の機器等を除く)までの施設(以下「加入者施設」という)の設置工事に要する費用(以下「宅内工事費」という)を負担し、これを所有するものとします。
3. 加入者は、加入者施設であっても修理等のため移動、取外し、変更等を行

う場合は、当社と協議のうえ行うものとします。これに違反した場合は、加入者が自己の費用で原状に復するものとします。
4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
5. 当社がこの約款に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとし、当該工事の保証期間は工事完了日から1年間とします。

第17条(設置場所の変更)
加入者は、次の場合に限り引込線および機器等の設置場所を変更できるものとします。
(1) 変更先が同一敷地内の場合
(2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
2. 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社にその旨を申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
3. 加入者は、第16条(施設の設置および費用の負担等)の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第18条(施設の設置場所の無償使用等)
加入者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
2. 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者がいるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、加入者は責任をもって解決するものとします。

第19条(機器等の貸与)
当社は、加入者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。
2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、または、紛失および修理不能による場合は、第7条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

ホームターミナル	当社は、当社が提供するアナログ放送サービスを受信するために必要な機器であるホームターミナル本体(以下「HT」といいます。)を加入者に貸与し、リモコン等はHT加入契約1台毎に1式を加入者に無償供与するものとします。加入者は、解約時及び解除時にはHTを当社に返還するものとします。なお、加入者が故意又は過失によりHTを破損或いは紛失した場合には、第8条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、リモコン等の破損、故障或いは紛失した場合は有償にて当社より購入することとする。
セットトップボックス	当社は、当社が提供するデジタル放送サービスを受信するために必要な機器であるセットトップボックス本体(以下「STB」といいます。)を加入者に販売又は貸与するものとし、リモコン等はSTB加入契約1台毎に1式を加入者に無償貸与するものとします。また、BSデジタル放送用ICカード(以下、「B-CASカード」といいます。)及びCSデジタル放送用ICカード(以下、「C-CASカード」といいます。)の取扱いについては、第7章の規定によるものとします。 2. 前項により加入者が当社より購入したSTBについては、

	<p>S T B 設置工事完了日または引渡し日から 1 2 か月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者が S T B を本来の用法に従って使用しなかった場合には、この限りではありません。</p> <p>3 . 当社が、加入者に貸与した S T B、B - C A S カード及び C - C A S カードは、解約時及び解除時に当社に返還するものとします。なお、加入者が故意又は過失により S T B を破損或いは紛失した場合には、第 8 条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、リモコン等の破損、故障或いは紛失した場合は有償にて当社より購入することとする。また、当社が必要と認める場合を除き、加入者は S T B の交換を請求できません。</p> <p>4 デジタル放送サービスは、当社の指定する S T B が設置された場合のみご利用いただけます。</p>
--	---

第 2 0 条（他の放送サービスの機器等の使用）

R C C T V デジタルサービスの加入者は、H T（付属品を含みます。）の追加使用を申し出ることができます。

2 . 当社が承諾し、前項の機器等の設置を行った場合には、加入者は、それに要した費用を負担するものとします。

3 . 前 2 項の追加を行った場合の当該機器等の使用料は、料金表に定めます。

4 . 加入者は、R C C T V デジタルサービスを解約した場合にもかかわらず、追加した第 1 項の他の放送サービスの機器等の使用を継続する場合には、ケーブルテレビサービスに移行したものとみなします。この場合はその料金に従っていただきます。

5 . 加入者は使用上の注意事項を厳守して当該機器等の維持管理するものとします。

6 . 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、または、紛失および修理不能による場合は、第 7 条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第 2 1 条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

2 . 加入者の維持管理責任の範囲は、加入者施設とします。

第 2 2 条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な借置を講ずるものとします。異常の原因が加入者施設による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2 . 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設（当社機器等を含みます。）に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第 6 章 損害賠償

第 2 3 条（放送内容の変更）

当社は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第 2 4 条（免責事項）

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

（ 1 ） 天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

（ 2 ） 当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合

（ 3 ） 当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったこと

により不具合が生じた場合

2 . 当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第 7 章 I C カード

第 2 5 条（B - C A S カードの取扱い）

S T B に挿入される B - C A S カードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B - C A S カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第 2 6 条（C - C A S ）

当社は、R C C T V デジタルサービスの加入者に、C - C A S カードを S T B 1 台に 1 枚を貸与します。

2 . C - C A S カードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は第 7 条（解約）及び第 8 条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまでは、S T B に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C - C A S カードを管理しなければなりません。

3 . 加入者の責めにならない C - C A S カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、C - C A S カードを交換することがあります。

4 . 加入者は、C - C A S カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。

5 . 加入者は、次の各号を行うことはできません。

（ 1 ） C - C A S カードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること

（ 2 ） C - C A S カードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第 2 7 条（C - C A S カードの紛失等）

加入者は C - C A S カードを紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2 . 当社は、届出を受理した場合には、速やかに当該 C - C A S カードを無効とします。

第 2 8 条（C - C A S カードの再発行）

当社は、C - C A S カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定める C - C A S カード再発行手数料を支払わなければなりません。

第 2 9 条（C - C A S カードの返却）

加入者は、第 7 条（解約）及び第 8 条（停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対し C - C A S カードを直ちに返却しなければなりません。

第 8 章 雑則

第 3 0 条（禁止事項）

加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2 . 加入者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。

3 . 前項に違反した場合、加入者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

4 . 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービス利用の目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。

5 . 加入者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第 3 1 条（加入者の氏名等の変更）

加入者は、その氏名、名称又は住所が若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届出ていただきます。

第 3 1 条の 2（加入者の地位の承継）

相続または法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

2 . 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

4 . 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。

3 . 第 1 項及び第 2 項の届出をし加入者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

加入者は、次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更できるものとします。

（ 1 ） 相続する場合

（ 2 ） 新規加入者が、変更前の加入者の加入契約に定める機器等の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについての加入者の権利義務を継承する場合

2 . 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得た上、名義変更の書類を提出するものとします。

第 3 2 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社に申し出るものとします。

第 3 3 条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかわる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2 . 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

（ 1 ） サービスの提供を開始、継続、または終了（カスタマーセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合

（ 2 ） 当社が提供するサービス（電話サービス、インターネット接続サービス、有線テレビジョン放送サービスおよびそれぞれの付加機能、追加サービス、付帯サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合

（ 3 ） サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合

（ 4 ） 加入者から個人情報の取扱いに関して、新たな同意を求めため利用する場合

3 . 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4 . 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

（ 1 ） 本人の同意がある場合

（ 2 ） 加入者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合

（ 3 ） 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法

第218条)がなされる場合

- (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
- (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

第34条(宣伝活動に関する特約)

加入者は、当社より送付される番組案内にチラシ等が同封されていることを了承するものとする。

2 加入者は、当社が提供する番組の放送事業者より宣伝、販売促進活動がなされることを了承するものとする。

第35条(電波障害地区に関する特約)

本約款は、ビル・橋梁・鉄道高架・鉄塔等により電波障害を受ける地域についても適用されるものとします。

第36条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべての日本国の法令が適用されるものとします。

第37条(合意管轄)

加入者と当社との間における一切の訴訟については、水戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条(言語)

この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第40条(定めなき事項)

この約款に定めのない事項が生じた場合、当社及び加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第41条(約款の変更)

本約款は、総務大臣に届け出た上で改正することがあります。

第9章 付帯サービス

第42条(RCC-TVデジタルサービスの情報提供)

当社は、RCC-TVデジタルサービスの内容および放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス(以下「EPG」といいます。)により提供するものとします。ただし、EPGにより提供する内容および放送時間は、変更される場合があります。

2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

付則

- (1) 当社は、特に必要がある時は、この約款に特約を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、ホテル・旅館、業務用等については別に定めます。
- (3) この約款は、平成17年9月1日から施行します。